

「環境学習における省エネ等行動変容促進ツール開発事業」 仕様書

1 委託事業名

環境学習における省エネ等行動変容促進ツール開発事業

2 目的及び事業概要

2050年の脱炭素社会実現に向けては、あらゆる主体の意識改革と行動喚起が重要であり、とりわけ次世代を担う児童一人一人が環境問題に関心を持ち、環境問題の解決に向けて主体的・継続的に実践できるよう促していく必要がある。

府では、「大阪府環境教育等行動計画」において、環境教育等を推進する柱の一つに「教材・プログラムの整備と活用」を掲げ、平成27年度から小学5年生向けの環境学習冊子（以下、「冊子」という。）を配付してきた。現在、学校の状況に応じて理科・社会・総合的が学習の時間等の様々な教科で活用されている。

令和3年度実施した冊子活用に関する教員向けアンケート調査では、児童の生活に結び付けて考えるツールを求める声があった。そのため、既作成の冊子とリンクさせた、学校のみならず、家庭でも活用できる電子版学習ツールを作成し、学校や家庭での省エネ等の行動変容のさらなる促進を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金曜日）まで

4 委託上限額

4,534,000円（税込） ※本事業を履行するすべての経費を含む。

5 事業内容及び提案を求める事項

理科、社会、家庭科及び総合的な学習の時間等の各教科における環境に関する項目から省エネ等行動変容につなげることのできる学習ツール（啓発ツール及び同ツールを自由に選択して貼り付けることができるワークシート）、指導者向けの活用の手引きを作成する。

本事業で実施する業務は、次の(1)から(4)であり、業務の実施にあたっては、大阪府（以下、「発注者」という。）と十分に調整をすること。

(1) 学習ツール（啓発ツール及びワークシート）の作成

- ① 啓発ツールの啓発項目及び実施内容は、府が別途作成する小学校5年生向けの冊子※の内容と連携できるものとする。

※<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/education/>

※冊子は2種類あり、両冊子に関連する内容とすること。

- ② 啓発項目は、児童が学校や家庭で主体的に取り組める省エネ等行動について、10項目程度選定すること。

※冊子（2種類）に関連する項目をバランスに留意し10項目程度選定すること。

- ③ 啓発ツールの作成にあたっては、専門家からヒアリングを行うなどした上で、行動科

学・しかけ学といった行動変容促進に効果的な手法を取り入れること。また、取り組むことの効果・インセンティブ及び児童が自ら進んで楽しみながら実践できる内容を合わせて提示すること。

- ④ ワークシートは、児童が自ら省エネ等の項目を選択して貼り付けることができるフォーマットとすること。
- ⑤ 啓発ツール及びワークシートは、タブレットやパソコン等の電子上での利用及び紙で印刷した利用の両方を想定したものとすること。
- ⑥ 上記の学習ツールは、府が選定する協力校（3校程度）において、教職員及び児童へのヒアリングやアンケートを実施し、その結果を踏まえて作成すること。

(提案を求める内容)

- ・学習ツール制作の計画（体制、スケジュール、費用等）を提案すること。
- ・制作する啓発ツール及びワークシートの内容（啓発項目、啓発内容、構成等）を提案すること。
- ・これまでに同種の業務を行った実績とその効果を説明すること。
- ・上記以外に、教材の活用を促進するために必要な内容があれば提案すること。

(2) 協力校におけるヒアリング及び試行実施

① ヒアリング・アンケート調査の実施

児童が主体的に取り組むことができる省エネ等行動は、教職員及び児童から直接意見等を聞いた上で選定すること。

② 授業での活用の試行実施

ヒアリング等を実施した上で作成した学習ツールについて、府が別途作成する冊子と連携させ、実際に授業で使用した上で、アンケート調査や効果検証を実施することにより、より使いやすく効果的に省エネ等の行動変容につながるよう改善等を行うこと。

(提案を求める内容)

- ・ヒアリング・アンケート調査の実実施計画・内容、試行実施の進め方（授業内容・効果検証等）について提案すること。
- ・これまでに同種の業務を行った実績とその効果を説明すること。

(3) 教職員用の活用の手引きの作成

作成した学習ツールについて、効果的に活用できるようにするため、協力校におけるヒアリングや試行実施等を踏まえた活用の手引きを作成すること。

手引きは、電子データのほか、印刷物（A4 両面フルカラー・1,000部）を完成品として提出すること。

(提案を求める内容)

- ・制作する手引きの内容（授業実施例、冊子構成等）を提案すること。

- ・ これまでに同種の業務を行った実績とその効果を説明すること。

(4) 事業計画の策定及び進行管理

上記(1)から(3)について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう事業計画を作成し、契約締結後2週間以内に発注者に提出して承認を得るとともに、当該計画に基づき業務の進行管理を行うこと。詳細については、着手前に大阪府と協議すること。

以下に発注者が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等について、異なった提案を制約するものではない。

(提案を求める内容)

- ・ 事業全体のスケジュール及び上記(1)から(3)のスケジュールについて表形式で提案すること。また、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記(所属、役職、事業実績等)すること。また、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ・ 協力校での試行実施の効果検証及び改善等を含めたスケジュールとなっているか。

時期	業務内容	主な項目等
令和5年6月下旬	学習ツール作成準備 ※府にて協力校選定	・ 啓発項目候補の選定 ・ 専門家等へのヒアリング
令和5年7～11月	協力校でのヒアリング等	・ 協力校との試行実施に向けた調整 ・ 試行用学習ツール作成
令和5年9月 ～令和6年1月	協力校での試行実施	・ 試行実施を踏まえたツール改良
令和6年2～3月	学習ツール及び活用手引き作成	
令和6年3月22日まで	成果物納品、事業終了	

6 事業全体に係る留意点

(1) 物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenhotatsu.html>) に適合するものであること。

(2) 著作権等及び使用料について

- ・ 本事業に関する企画、画像等一切の著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に、発注者がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにするなど、権利関係の調整を行うこと。
- ・ また、本事業における成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条を含む。)については、発注者に帰属するものとする。なお、著作物の作成を第三者に委託する場合は、あらかじめ著作権を当該第三者から譲り受けるなどの方法により使用の権利関係を調整すること。

- ・本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら大阪府の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。なお、大阪府は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受託者に通知することとする。

さらに、受託者は、本事業における成果物の著作権者人格権については行使しないこと。

(3) 個人情報の取扱い

本事業で作成する学習ツール等は公表を前提とするため、個人情報の保護に十分配慮して作成すること。また、協力校の連絡先などの個人情報について、複数校に対しメール等を送信する際は他人のメールアドレスが分からないよう配慮（BCC で送信）するなど、個人情報の保護に十分配慮すること。

7 事業完了までに発注者へ提出するもの

(1) 実績報告書 印刷物 3部（電子データ格納DVD-R等 1枚）

協力校でのヒアリング及び試行実施した内容、学習ツール・指導の手引き等の成果物、各業務で撮影した写真や参考とした啓発事例・ノウハウ集が確認できるものとする。

また、事業終了後における事業成果の活用方策について、本事業の実施経験を踏まえて考察し、府内のその他の小学校及び親子参加型イベント等における水平展開の方策等を実績報告書に含めること。

なお、協力校でのヒアリング及び試行実施にあたっては、実施の1週間前までに実施内容を発注者へ電子データ（様式第1号）により提出するとともに、実施後速やかに発注者へ電子データ（様式第2号）により提出すること。

8 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性の観点等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

ア 事業の主要な部分を再委託すること。

イ 契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。

エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

(1) 受注者に再委託又は再々委託（以下「再委託等」という。）の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。

(2) 受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は、2及び3に基づき審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。

- (3) (2)の受注者への通知においては、「受注者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、責任を負うこと」の条件を付するものとする。但し、契約書等に当該条件を明示している場合は省略することができる。
- (4) 発注者は再委託等の状況について確認する必要がある場合は、受注者に対し随時報告を求めるものとする。

9 実施状況の報告

- ・受託者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること（報告様式自由）。
- ・発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

10 委託事業の運営

受託者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

11 その他

- ・受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
- ・スケジュールの進捗確認は、随時、確認可能な事業体制とすること。
- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、事業を遂行する。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

学習ツール開発に係るヒアリング（試行実施）提出書

年 月 日

大阪府知事 様

提出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

「環境学習における省エネ等行動変容促進ツール開発事業仕様書」に基づき、別添のとおり協力校でのヒアリングで使用する学習ツールを作成しましたので提出いたします。

1 開催の日時	
2 開催の場所	
3 その他	

学習ツール開発に係るヒアリング（試行実施）結果報告書

年 月 日

大阪府知事 様

提出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

1 開催日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで
2 開催場所	
3 対象クラス数・児童数	クラス・ 名
4 受託者スタッフ氏名	
5 講師氏名	

実施内容・結果

- ※各科目の様子が分かる写真を本用紙に貼り付けること。
- ※当日の配布資料を添付すること。